

横福高第 487 号
平成 30 年（2018 年）3 月 14 日

指定第 1 号訪問・通所事業者 各位

横須賀市福祉部長

平成 30 年 4 月以降に提供する第 1 号事業の留意点について（通知）

日頃より本市介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市における平成 30 年 4 月以降に提供する第 1 号事業の留意点について、下記の通りお知らせいたします。

記

1 サービスコードについて

平成 30 年 4 月以降に提供する第 1 号訪問（通所）事業を請求する際のサービスコードについては、従来の A 1、A 5 ではなく、A 2、A 6 を利用してください。

A 2、A 6 のサービスコード及び単位表マスタ（CSV ファイル）は、市ホームページに掲載しています。

<掲載場所>

ホーム>健康・福祉・教育>年金・保険>高齢者福祉・介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）>【事業者へのお知らせ】・サービスコード・費用コード
(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyou.html>)

2 地域単価について

みなし指定の状況（サービスコード A 1、A 5）では介護給付に倣い地域単価は‘事業所所在地’の地域に応じたものでしたが、総合事業のみなし指定の更新後及び新規指定を受けた後（サービスコード A 2、A 6）は‘被保険者の住所地’の地域に応じた地域単価となります。

3 平成 30 年 4 月以降の単位について

基本単位及び加算に変更はありません。平成 30 年度に介護給付において新規創設または変更された加算についても、第 1 号訪問（通所）事業においては平成 30 年 4 月の時点では変更ありません。

ただし、平成 30 年 10 月頃に単位変更を予定しています。その際の説明会につきましては、別途ご連絡いたします。

（事務担当） 横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係 川口

TEL. 046-822-9804

FAX. 046-827-3398